

小松島市公衆無線LAN環境整備業務仕様書

本仕様書は、小松島市公衆無線LAN環境整備業務（以下「本業務」という。）における小松島市（以下「甲」という。）の要求事項を明確にすることを目的とし、本業務受託者（以下「乙」という。）は本仕様書に基づき業務を実施する。

1 業務概要

(1) 業務名

小松島市公衆無線LAN環境整備業務

(2) 業務実施場所

施設名	所在地
小松島厚生福祉解放センター	小松島市中郷町字加藤18番地の1
目佐厚生福祉解放センター	小松島市坂野町字目佐101番地
泰地総合センター	小松島市中郷町字桜馬場103番地の1

(3) 業務目的

本業務は、上記施設が指定避難所等とされていることから公衆無線LANアクセスポイントを整備することで、災害時において避難者等に防災情報等が素早く入手できる通信環境を提供するとともに、平常時においても施設利用者への利便性向上を図ることを目的とする。

(4) 履行期限

契約締結日から令和5年3月20日まで

2 業務内容

本業務の業務内容は、次のとおりとする。

公衆無線LANサービス提供

- (1) 公衆無線LANサービス提供に必要なネットワークの設計、敷設、設定、動作試験
- (2) 公衆無線LANサービス提供に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築
- (3) 公衆無線LANサービスにおける運用及び保守

(3)については本業務には含まないが、本仕様書12(11)公衆無線LANサービス提供に係る運用及び保守要件に定める内容を公衆無線LANサービス運用開始時に行える環境、体制を整えること。

なお、公衆無線LANサービスが運用可能となった時点で、甲乙協議の上運用及び保守に関する契約を締結する。

3 整備対象エリア

本業務における公衆無線LAN環境整備対象エリアは下記のとおりとする。詳細については別紙図面を参照。

なお、各エリアのアクセスポイントとも、同時接続端末数が概ね100台以上になるよう設計を行うこと。

施設名	整備対象範囲	
小松島厚生福祉解放センター	2階	老人広間
	3階	教室(A)、教室(B)、教室(C)
	4階	和室大広間、和室
	5階	大会議室
目佐厚生福祉解放センター	2階	教室、和室(12畳)、和室(24畳)
	3階	多目的スペース、大会議室、学習室1、学習室2
泰地総合センター	1階	会議室、教養娯楽室、図書コーナー
	2階	集会室、老人室(2室)

整備対象エリアで利用者等が可能な限り広い範囲で利用できるよう、アクセスポイント及び付帯機器(以下「AP等」という。)を適切に設置すること。

4 AP等の設置位置

AP等を設置する位置は、乙が各施設の利用者にとって支障のない箇所を選定・提示し、甲乙協議の上決定する。

AP等の設置工事における甲所有施設に設置するための加工等は甲乙協議の上決定するものとし、その際、甲所有施設への影響は、設置工事における必要最小限の計画とする。

5 本業務受託者の責任範囲

本業務において、公衆無線LANサービス提供のため、乙が調達し、構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て乙が負うものとする。

6 業務管理等

本業務を遂行するにあたり、乙は次の事項を遵守すること。

- (1) 乙は契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成の上、甲に提出し、甲の承認を得た上で業務に取り掛かること。
- (2) 原則として、甲と合意した業務実施計画書に従って作業を実施すること。

- (3) 業務の遂行にあたり、業務実施計画書に変更が必要となる場合、甲と協議し、承認を得ること。
- (4) 必要に応じて適宜打合せ等を実施し、甲に対し報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。

7 公衆無線LANサービス提供開始時期

公衆無線LANサービス提供開始時期は、令和5年4月を想定しているが、本業務の契約締結後、協議により決定する。

8 提出物

(1) 提出物

本業務の提出物は、次のとおりとする。

種類	内容
業務実施計画書	取組範囲や管理手法、スケジュール、体制等の本業務の実施にあたって予定している事項を記載した文書
運用及び保守計画書	各施設での公衆無線LANサービス提供開始後における運用及び保守業務で実施する事項等を記載した文書
業務完了報告書	公衆無線LANサービス提供に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備・構築等、電波識別名称(SSID)の設定が完了したことを報告する文書
議事録	甲及び各施設管理者と行った協議の内容を書き起こした議事録
その他資料	その他、甲が必要とする資料等又は乙が本業務を実施する上で必要として作成した資料等

(2) 提出物の部数

紙媒体により1部、電子データにより1部提出すること。

9 注意事項

- (1) 原則として、本業務を実施するにあたり必要な情報は、甲に対して主体的に提示の依頼を行うこと。
- (2) 本業務を実施するにあたり、乙は関係各所と綿密な調整を行うこと。なお、複数の関係者等と協議等が必要となった場合、必要な様式、協議資料等の作成について、支援すること。また、必要に応じて協議等に参加すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるもののほか、疑義等が生じた場合は、甲と協議の上、原則として甲の指示に従うこと。
- (4) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事

項については、乙が責任を持って対応すること。

- (5) 本仕様書に記載されている全ての業務に対し、甲に瑕疵がある等、特殊な場合を除いて、甲に対し別途費用を請求することはできない。ただし、甲の要求による仕様変更によって生じる追加費用については別途協議を行う。

1 0 留意事項

- (1) 乙は行政の業務の受託者である旨を十分理解し、個人情報の取扱いに関する責任者を定め、関係法令に則り個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 乙は、著作権などの問題が生じないようにすること。

1 1 損害賠償責任

乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその責任を賠償すること。

1 2 公衆無線LANサービス提供要件

- (1) 公衆無線LANサービス提供に係るAP等及び認証システムの基本要件

ア 基本要件

- (ア) 公衆無線LANサービスはクラウドサービスで提供すること。
- (イ) 公衆無線LANサービスのアクセスポイントからクラウドサービスを通じて認証し、インターネットと接続すること。
- (ウ) 導入するAP等は、乙が調達し構築すること。
- (エ) 公衆無線LANサービス提供開始後、同一施設へのAP等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。
- (オ) 本業務の実施場所全てにおいて、公衆無線LAN環境整備が完了してから10年は継続して提供できるサービスであり、サービス終了が予定されていないこと。
- (カ) 将来的にサービスを終了又は本要件を満たさないものに改変する必要がある場合は、その2年前までに甲に対し通知すること。

- (2) 公衆無線LANサービス提供に係る受託者の体制

ア 受託者の体制

- (ア) 乙は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む）を確保していること。
- (イ) 業務について十分な知識を有する者が責任ある立場で本業務にあたること。
責任者が有する知識・資格等で特筆すべきものがあれば示すこと。
- (ウ) 乙は、甲ならびに関係者と十分な協力が図れる体制とすること。

(エ) 乙は、本業務における体制図を提出し、甲の承認を得ること。

(3) 公衆無線LANサービス提供に係るその他の基本要件

ア 利用者へのサービス提供方法

利用する端末の言語設定を問わず、誰でも無料で利用できるサービスとし、インターネットに接続できること。

イ 画面仕様

(ア) 日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること。その他の言語についても可能な限り対応すること。

(イ) 利用者端末の言語設定を自動判別し、その言語による画面表示機能を有すること。

ウ インターネット接続

(ア) AP等はそれぞれインターネット回線に常時接続すること。

(イ) 停電等により公衆無線LAN環境構成機器に電源の入切があった場合でも自動的にインターネットに接続しサービスを継続できること。

エ サービス提供時間帯

(ア) 原則として、24時間365日（計画による停止／定期保守を除く。）サービスを提供すること。

(イ) サービス提供時間帯については、甲乙協議の上決定する。

オ 対応する端末

スマートフォン端末、タブレット端末及びパソコンで動作すること。

カ 利用規約

(ア) 利用者が遵守すべき事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定すること。

(イ) 利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示し、利用者に同意を得ること。

(ウ) 利用規約及びセキュリティに関する規約の表記は、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること。その他の言語についても可能な限り対応すること。

キ SSID

SSIDについては、甲乙協議の上決定する。

ク 接続時間及び接続回数

1回当たりの接続時間の上限及び1日当たりの接続回数の上限については、甲乙協議の上決定する。

ケ 利用登録情報及びアクセスログ

(ア) 認証で取得した利用登録情報は6か月間の保管が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。

(イ) 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応すること。

(ウ) アクセスログは、MACアドレス、利用日時等の情報を6か月間保持し、その取扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。

コ 個人情報等の収集・保管

利用規約に利用登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

(4) 公衆無線LANサービス提供に係る認証要件

ア 公衆無線LANサービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用登録は、本人性が確認できる認証方式とし、次の(ア)と(イ)を併用する認証方式とすること。

(ア) WEBサービスアカウントを利用した認証方式として、次に示す4つのWEBサービスアカウントと連携することにより、ブラウザ上の認証画面より認証し、利用可能とすること。

(F a c e b o o k , G o o g l e , T w i t t e r , Y a h o o I D)

(イ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式として、利用者が認証画面に入力したメールアドレスに送られるメールを受信後、認証用のURLを受信し、そのURLをクリックすることで認証し、利用可能とすること。

イ 国内携帯キャリア契約者以外(外国人観光客等)や、インターネットが利用できる環境を全く保有していない者等はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の一定時間(最低5分間)はインターネット接続を可能とすること。

(5) 公衆無線LANサービス提供に係るセキュリティ要件

ア 利用端末間のアクセス禁止

プライバシーセパレータ機能等により、同じAP等に接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。

イ インターネットからの攻撃ブロック

インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール等を設けること。

ウ セキュリティ情報更新

サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウィルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

エ 定期確認

セキュリティ脆弱性の点検を定期的実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。

オ 有害サイトのフィルタリング

公序良俗に反する次のコンテンツのフィルタリングを行うこと。なお、利用開始前に有害サイトのフィルタリングに関する規約を表示し、利用者に同意を得ること。

(ア) 青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）

(イ) 子どもに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ等）

(ウ) セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）

(6) 公衆無線LANサービス提供に係るハードウェア要件

ア アクセスポイントの機器仕様は、以下の規格・性能を満足するものを選定すること。

屋内用アクセスポイント（ハードウェア要件）

項目		仕様
無線LAN	規格	IEEE 802.11a/b/g/n/ac
	セキュリティ	WPA2 (Personal/Enterprise)
	無線端末最大接続数	1アクセスポイントあたり100台以上
	周波数帯	2.4GHz/5GHz (W52, W53, W56)
	SSID数	16個
	機能	2.4GHzと5GHz帯の混雑していない周波数帯に自動で切り替える機能を有する 既存のアクセスポイントとの干渉を避けるための自動チャンネル設定機能を有する
有線LAN	コネクタ形状 インターフェース	RJ-45, 10/100/1000BASE-T
動作環境	温度条件	0～+40℃
	湿度条件	10～95%（非結露）
使用電源		AC直接又はPoE給電

イ PoEスイッチ等の公衆無線LAN環境構築に必要なネットワーク機器について、各施設のネットワーク構築や設置アクセスポイント数等を基に機能やコストを考慮し最適な機器を選定し構築すること。なお、ブロードバンドルータは委託者が設置するものを使用すること。

(7) LAN配線工事

ア 各整備対象施設のブロードバンドルータからAP等の設置場所まで、各施設の景観に配慮した上で敷設すること。なお、指定箇所までのケーブルルートについては原則、既存敷設ケーブルルートとし、既存敷設ケーブルルートでの配線が困難もしくは既存敷設ケーブルルートが無

い箇所は、別途本市と協議すること。

イ 必要に応じ現地調査を行うこと。現地調査の結果、必要な場合は以下の内容も実施すること。

- ・配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は対応すること。
- ・露出する場合はモール等で保護すること。
- ・点検口が追加で必要な場合は設置すること。

(8) 電源工事

A P等の設置に必要な電源については、既存のコンセントを使用することとし、必要な場合は電源タップを受託者にて準備すること。

(9) 公衆無線LANサービス提供に必要なインターネット回線要件

整備エリアのアクセス回線は最大1 G b p sの通信が可能な光回線を使用することとし、委託者が設置（回線事業者により設置）するものを使用すること。

(10) 公衆無線LANサービス提供に係る災害時の対応要件

ア 災害時の接続制限開放（災害時モード）

(ア) 災害が発生した場合の緊急時に、認証を省略して接続することができる機能を有すること。

(イ) 無線LANビジネス推進連絡会が策定した災害用統一SSID「00000JAPAN」に対応すること。

イ 災害時モード切替えの仕組み

気象庁等から発行される防災気象情報と連携し、甲乙協議の上決定した設定に基づいて自動的に災害時モードへ切替わること。

(11) 公衆無線LANサービス提供に係る運用及び保守要件

公衆無線LANサービスにおける運用及び保守については本業務には含まないが、以下に定める内容を運用開始時に行える環境、体制を整えること。

ア 体制

運用中のシステム、設備等について、運用及び保守業務を行うための体制を整備すること。

イ 設備監視

A P等構築した構成機器について、24時間365日の自動監視を行い、故障を速やかに発見できる運用とすること。

ウ 月次レポート

運用開始後、以下の内容を月単位で甲に報告すること。

(ア) 月単位、日単位での利用数

- (イ) 施設別利用数
- (ウ) リポート数
- (エ) 利用された認証方式の内訳